

住居表示変更のお知らせ

J R津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴い、区域内（谷津1丁目、6丁目7丁目の各一部）における住居表示の変更を予定しています。

1. 実施の背景

現在、J R津田沼駅南口特定土地区画整理事業が進められており、当該区域は、将来的には、約7,000人規模の街が形成され、かつ、市街化調整区域の農地等であった土地の利用形態から、都市基盤整備により良好な住環境等が整備される所です。

住居表示に関しましては、昭和52年2月1日から「谷津」として既に住居表示を実施している区域であります。

- ①当該地域は、J R津田沼駅南口特定土地区画整理事業により、「街」「丁目」の形状が変わります。
- ②既に戸建住宅や共同住宅の建設も進んでおり、平成25年には、大規模な入居が予定されています。

このことにより、郵便物等の正確な配達、緊急車両の到着時間短縮など、区域内をわかりやすい街にするため、住居表示の変更を予定しています。

2. 実施内容

【実施時期】平成25年2月1日施行

【実施区域】（別図参照）

J R津田沼駅南口特定土地区画整理事業区域
（谷津1丁目、6丁目、7丁目の各一部）

【区域変更】

区域の変更（区割り）につきましては、今後、住民等への説明を実施し、住居表示審議会を経て決めていきます。

【事務手続】

- ・住民等への説明
- ・住居表示審議会
- ・議会への議案上程

3. 今後の主な日程

- ・H23.12～H24.2 町会・住民等への説明
- ・H24.3 住居表示審議会
- ・H24.6 議案上程（6月議会）
- ・H24.7～H25.1 住居表示変更事務作業（住民・町会等への周知、調査等）
- ・平成25年2月1日施行

— 参 考 —

○住居表示制度とは

- ①町の大きさを整え、境界線をわかりやすくすること。
- ②地番ではなく、建物に対して一定の基準で番号をつけること。

住居表示制度は、住所をわかりやすく探しやすいものにし、郵便物等の誤配等が生じないよう、市民生活の利便性を向上させることです。

この住居表示制度は、住居表示に関する法律をはじめ、関係規則及び基準等によって、手続や技術的な基準が国から示されている全国的な制度です。

○住居表示

| | | | | |
|---|------|-------|--------|--------|
| 例 | 習志野市 | 谷津6丁目 | 4番 | 1号 |
| | (市名) | (町名) | (街区符号) | (住居番号) |

○議会の議決事項

- ①町名の区域の変更は議会の議決が必要
(地方自治法第260条 第1項)
- ②街区符号及び住居番号の変更は市長が告示及び関係人に通知
(習志野市住居表示に関する条例第2条 第3条)